



# 消費生活相談

「稼げる」の甘い言葉に気を付けて！  
～ 18 歳から大人です～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守！！

## 【事例】

「定型文を送信するだけで月に 100 ～ 200 万円稼げる」という SNS の広告を見て、副業サイトにアクセスし、URL で情報商材 30 万円を購入した。また、慣れるまでのサポートプラン、35 万円の契約もした。

「儲かるのですぐに返せる」と言われ、消費者金融から借金したが、儲かるどころか全く売れず、サポートもなくなり、担当者とも連絡が取れなくなった。

## 【ひとことアドバイス】

- 大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告や、「簡単に儲かる」「損はしない」などの投稿・メッセージはうのみにしないようにしましょう。
- SNS 上の広告をきっかけとしたトラブルの多い通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。事前にしっかり確認することが大事です。
- お金を支払った途端に相手と連絡が取れなくなることがあり、返金を求めることが困難になります。
- SNS 運営事業者の利用規約では「SNS がきっかけでトラブルが発生しても責任は負わない」などと定められていることがほとんどです。
- 今年の 4 月から民法改正により成年年齢が引き下げられ、18 歳で成人となるため、18 ～ 19 歳の「未成年者取り消し」が適用できません。
- 簡単に儲かる話はありません。うまい話や甘い言葉には注意しましょう。

